

議案第38号

鳥取県行政組織条例の一部改正について

次のとおり鳥取県行政組織条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
| | |

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。

中部地震復興本部事務局

元気づくり総本部

危機管理局

総務部

地域振興部

観光交流局

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

(中部地震復興本部事務局の所掌事務)

第3条 中部地震復興本部事務局の所掌事務は、次のとおりとす

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。

元気づくり総本部

危機管理局

総務部

地域振興部

観光交流局

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

る。

(1) 鳥取県中部地震からの復興に係る施策の総合調整に関する事項

(2) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項（生活環境部と共管）

(3) 地域の危機対応力の向上に関する事項（危機管理局と共管）

（元気づくり総本部の所掌事務）

第4条 略

（危機管理局の所掌事務）

第5条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 地域の危機対応力の向上に関する事項（中部地震復興本部事務局と共管）

(5) 略

（総務部の所掌事務）

（元気づくり総本部の所掌事務）

第3条 略

（危機管理局の所掌事務）

第4条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 地域の危機対応力の向上に関する事項

(5) 略

（総務部の所掌事務）

第6条 略

(地域振興部の所掌事務)

第7条 略

(観光交流局の所掌事務)

第8条 略

(福祉保健部の所掌事務)

第9条 略

(生活環境部の所掌事務)

第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) 略

(13) 住宅に関する事項 (次号に掲げるものを除く。)

(14) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項 (中部
地震復興本部事務局と共管)

(15) 略

第5条 略

(地域振興部の所掌事務)

第6条 略

(観光交流局の所掌事務)

第7条 略

(福祉保健部の所掌事務)

第8条 略

(生活環境部の所掌事務)

第9条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) 略

(13) 住宅に関する事項

(14) 略

(商工労働部の所掌事務)

第11条 略

(農林水産部の所掌事務)

第12条 略

(県土整備部の所掌事務)

第13条 略

(商工労働部の所掌事務)

第10条 略

(農林水産部の所掌事務)

第11条 略

(県土整備部の所掌事務)

第12条 略

第13条 削除

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。